

研修会等報告書

議席番号(7) 議員名(掛下 法示)

1. 2025年5月7日～5月8日 (日数 1泊2日)

2. 場所 東京都立多摩図書館セミナールーム

3. 研修事項と講師

■第56回議員の学校

5月7日

第1講(13:00～15:00) 地域の脱炭素転換と地域発展 (講師)歌川学 国立産業技術総合研究所
実践報告(15:10～17:10) ところざわ未来電力 (講師)所沢市まち毎エコタウン推進室、ゼロンボン推進室
NPO 法人こだいらソーラー (講師) 都甲公子

5月8日

第2講(10:00～12:00) こどもの権利が生かされる教育を 講師 荒井文昭 都立大学客員教授
第3講(13:00～15:00) 自治体の気候変動政策と市民の取組 講師 吉田明子 国際環境 NGO
全体参加者 61人(会場 26人、オンライン 35人)

■研修内容と成果

(1) 第1講 地域の脱炭素転換と地域発展

- 世界のCO2割合、人口ひとりあたりCO2排出量は、1位オーストラリア 14.2t-CO2/人
2位米国 13.6 3位カナダ 13.4 4位ロシア 11.1 5位日本 8.2 6位OECD 8.02
7位中国 7.87 8位ドイツ 6.87 世界平均 4.37
- 世界と先進国のCO2排出量⇒1990～2023年のCO2削減率

	英国	ドイツ	EU	フランス	ロシア	イタリア	先進国	オランダ	日本
削減率(%)	45	43	33	31	28	25	19	19	14

・再生可能エネルギーの電力量に占める割合 2023年

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	21
国名	ノルウェー	デンマーク	オーストリア	ポルトガル	スウェーデン	カナダ	ドイツ	スペイン	日本
割合(%)	98	86	85	76	69	62	53	52	24

・電気自動車新車割合(乗用車, 2023)

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	25
国名	ノルウェー	アイスランド	スウェーデン	フィンランド	デンマーク	オランダ	ベルギー	中国	日本
割合(%)	93	71	60	54	46	44	41	38	4

・日本の発電コスト(2025年3月) 発電コスト単位:円/KWh

	原発	石炭火力	石油火力	LNG火力	太陽光住宅	太陽光地上事業	洋上風力	事業電力購入単価	家庭電力購入単価
発電コスト	40	30	47	24	14	10	13	30	35

- 地域の省エネの重点:新規・更新時の省エネ機器、断熱建築、~~省~~省エネ車導入
- 再エネを地域で増やす方法

① 再エネ発電所を地域で自らあるいは共同でつくる。⇒国内電力消費の約7倍の再エネの可能性
がある。

② 電気を選び、再エネ発電割合の高い小売会社、メニューを選ぶ

・投資回収年目安

	配管断熱改修	証明 LED 化	電気機械インバータ化	廃熱回収設備設置	冷暖房機器更新	自家消費太陽光	断熱改修		
投資回収目安(年)	1	1-3	1-3	2-3	5-10	7-10	10		

・エネルギーの海外依存(発電コストの支払い先(円/KW) 2023 年度

	陸上風力	事業用太陽光	住宅太陽光	LNG 火力	石炭火力	石油火力
輸入支出額	3	3.5	6	13	13	17
国内支出額	10	11.5	12	7	10	14
合計支出額	13	15	18	20	23	31
輸入支出割合(%)	23.0	23.3	33.3	65.0	56.5	54.8

■地球温暖化関連

- ・2050 年の地域脱炭素の姿…化石燃料ストーブ使わない、ガソリン車使わない、電気は再エネ
- ・電化して電力消費は大きく増えない。電気自動車の電力消費の 10-15 増、熱利用でエアコン切替で電力消費増えない
- ・家庭の省エネ機器導入 13 年前の冷蔵庫で▲50% 暖房ヒーターを省エネエアコン切替▲80%
13 年前エアコンを更新で▲25% 蛍光灯から電球型 LED ▲30-50%
- ・省エネの投資回収目安 照明 LED 化 1-3 年、電気機械インバータ化 1-3 年
廃熱回収設備 2-3 年、冷暖房機器更新 5-10 年、自家消費太陽光 7-10 年、断熱改修 10 年

■議員活動に生かすには

- 日本は地球温暖化についての取組は、欧州諸国に比較して遅れている。
 今後は下記事項について大いに改善に取り組む。
- ・省エネ機器の普及に取り組む(電気自動車、LED 照明、省エネ家電)
 - ・太陽光発電の普及取組(家庭用屋根設置、ソーラーシェアリング、蓄電池)
 - ・住宅の高断熱化の取組

(2) 第 2 講 こどもの権利が生かされる教育を自治体で支えるためには

- ・子どもの権利条約は 1989 年に国連で採択した。子供は守られる対象だけでなく、権利を持つ主体であることを明確にした。子供の権利は 4 つの原則がある。
- 1. 差別の禁止
- 2. 子どもの最善の利益…その子供にとって最も良いことは何か
- 3. 生命、生存及び発達に対する権利
- 4. 子どもの意見の尊重…こどもは自由に意見を表し、大人は子どもの発達に応じて考慮する。
- ・こども基本法制定… 2022 年制定、その理念。日本では、子どもの権利条約が批准され、国内法を制定するまでに 28 年間かかった。
- 1. 全てのこどもについて個人として尊重され、その基本的人権が保障され、差別的取り扱いをうけない
- 2. 全てのこどもについて、適切に養育され、その生活を保障されること。愛され保護されること。穏やかな成

長及び発達、自立が図られること。福祉に係る権利が保障され、教育を受ける機会が等しく与えられる。

3. 全てのこどもについて、年齢、発達の程度に応じて、自己に関する全ての事項に関して意見を表明する機会及び社会的活動に参加する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、年齢、発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

・子どもの意識…子どもの意見表明権があることを知っているかを聞いたところ、聞いたことがないを選んだ割合が 50.3%で他国と比べて突飛して高い。どんな内容か知っているかを聞くと、日本は 8.0% スウェーデン 33.2% フランス 31.4% アメリカ 31.2% ドイツ 21.9% となっている。

・不登校 2023年 小中学校は 34 万人を超えて過去最高。

こどもの切実な声を想像できるようにならないといけない。

■議員活動に生かすには

我々議員は、市民の声、高校生の声を聞くことを重点に、報告会や対話集会を実施している。しかし、子どもの意見を聞く考えはなかった。小学校の建替えや改修、学校統合などで、保護者だけでなく、こども基本法の理念を生かして、子どもも参画させて子供の声を聞く機会をつくらなければならないことを実感しました。

(3) 実践報告 ところざわ未来電力、NPO 法人こだいらソーラー

1. 株式会社 ところざわ未来電力の取組

- ・所沢市におけるゼロカーボンシティ実現に向けた政策として取り組む
- ・所沢市 人口 34 万人、17 万世帯、面積 72K m²
- ・ゼロカーボンに向けて、地域新電力会社の設立と活用
- ・ところざわ未来電力設立の流れ
 - ・2016 年 新電力設立に向けた研究会開始
 - ・2017 年 所沢市、JFE エンジニアリング、商工会議所、飯能信用金庫の 4 者間連携協定締結
 - ・2018 年 定例会で議決、ところざわ未来電力設立
 - ・2018 年 電力供給の開始
- ・ところざわ未来電力体制
 - ・代表取締役 所沢市副市長
 - ・取締役(4 名)
 - ・監査役 1 名
 - ・社員 1 名
- ・事業状況 電力供給実績(2023 年) 22,394KW 所沢市内の電源の約 30%
 - 公共施設 107 件、民間事業者 32 件
 - 決算 2023 年 売上 12.1 億円 利益 1545 万円
 - 電源構成 市内清掃工場廃棄物バイオマス、太陽光発電、JPEX(市場)
- ・主な市内電源 メガソーラー(1053KW) 太陽光(385KW) ソーラーシェアリング(989KW)
 - 公共施設、学校(1000KW) 東部ごみ焼却場発電(5000KW)
- ・地域の再エネ 太陽光パネルの下で、ブルーベリー、ブドウ果樹栽培
- ・外部評価 令和 2 年 新エネルギー大賞の地域部門で「新エルルギー財団会長賞」受賞
- ・所沢未来電力の強み
 - ・地域密着企業、売り上げ一部を地域還元

- ・電気の地産地消 所沢市内の 30%の実績
- ・環境に配慮した電力…再エネと未利用エネルギーの割合が 90%
- ・地域大手電気より約 3%安価な料金設定
- ・会社経営が安定している。

2. 市民電力によるこだいらソーラーの取組

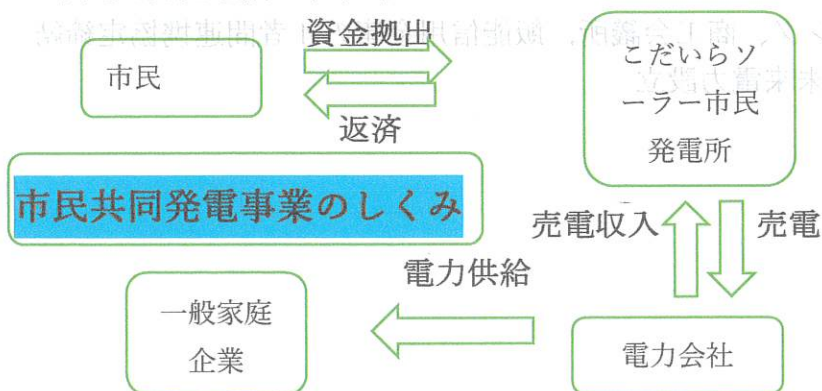
・活動履歴

- ・1998 年 自宅にソーラー設置
- ・2003 年 太陽光発電所ネットワーク設立
- ・2012 年 こだいらソーラー設立、翌年 NPO 法人に
- ・2013 年 ごだいらソーラー市民発電所第 1 号
- ・2015 年 ごだいらソーラーやまびこ
- ・2016 年 ごだいらソーラー未来
- ・2017 年 ごだいらソーラーめぐる
- ・2019 年 ごだいらソーラーみどり
- ・2020 年 気候変動アクション環境大臣表彰受賞

・市民が再エネに取り組む意義・理由

- ・原発に代わるエネルギーは地域分散型の自然エネルギー
- ・地球温暖化防止は一人一人のエネルギーシフトから
- ・地域分散型の自然エネルギーは災害時のレジリエンスに

・市民共同発電所の仕組み



■議員活動に生かすには

所沢市では市が主体で新電力事業を本格開始し、こだいらソーラーは市民が太陽光発電所をつくり運営していることで、いずれも再生可能エネルギーを経営できていることは大変すばらしい。本市においても、市もしくは個人で再エネ事業が出来るか採算性含めて検討したいと思います。

(4) 第 3 講 自治体の気候変動政策と市民の取組

・気候変動を取り巻く状況の変化

- 2012 年 再エネ固定価格買取制度発足
- 2015 年 パリ協定の採択

2016 年 電力小売全面自由化、地域エネルギー会社設立加速

2023 年 IPCC 第 6 次評価報告書(2035 年までに温室効果ガス 60%削減)

・日本の発電の現状 2022 年

再エネ 22% 石油 8% LNG34% 石炭 31% 原子力 6%・

・中小企業の再エネ選択

- ・脱炭素経営の重視
- ・現在省エネから再エネに転換
- ・地域脱炭素政策、地域再エネ政策

・地域・市民の重視する 7 つのポイント

- ① 再エネ社会の理念
- ② 電源構成など情報開示
- ③ 再エネ重視の調達
- ④ 持続可能な再エネ
- ⑤ 地域や市民の再エネ重視
- ⑥ 原発や石炭火力は調達しない
- ⑦ 大手電力の子会社などではない

・再エネ供給目指す電力会社

自治体系…泉佐野電力、やまがた新電力、所沢未来電力、鳥取市民電力、秩父電力等

地域系…千葉電力、湘南電力、新電力おおいた、エネックデンキ、太陽ガス地域電力等

生協系…パルシステム電力、コープテリー電気、生活クラブエナジー、グリーンコープ電気等

地域横断ほか…ハチドリ電力、みんな電力、SYLA POWER、TERA Energy 等

・システム・チェンジで目指す社会

- ・市民が主体の社会・政治
- ・公共交通が充実し徒歩・自転車にやさしいまちづくり
- ・貧困・格差・差別がなくだれもが健康に安心してらせる。
- ・ジェンダーの平等
- ・地域分散型の自然エネルギーを主役に 等

■議員活動に生かすには

今後は地球温暖化対策を重視した取組を行う

- ・温暖化対策の啓発…市民、学校、企業
- ・省エネ機器への切り替え推進
- ・地域エネルギーの取組(小水力発電、太陽光、風力)

まちづくりタウンミーティング

実施日 5月18日 午後1時30分～4時00分

場所 ハッピーハイランド自治公民館

参加者 議員4人(宮本、小林、斎藤典子、掛下)

ハッピー地区内 14人(内 女性4人)

矢板市内の人 11人(内一人は子ども同伴)(内女性4人)

市議での活動報告(1時30分～2時)

- ・食料自給問題について、国会活動を実施した。…資料に基づく
- ・東小学校の改築問題について報告…資料に基づく
- ・まちづくりの参考情報紹介
 - ・人口増加率ベストランキングについて…資料に基づく
 - ・住みたい田舎ベストランキングについて…資料に基づく
 - ・コンパクトシティの問題点について…資料に基づく

まちづくりに関するタウンミーティング(2時～4時)

■東小改築問題

- ・父母は必ずしも投資費用の多く掛かる新築を望んでいない。安全、機能が十分で国庫補助の
る改修で十分だ。
- ・東小の父母会に出席して、東小事業費が30億から45億円に増額する説明を聞いたが、小学校
を新築にこだわっていないし、大きなホールなど豪華な造りも必要はなく、最小のコストで実施す
べきだ。会議の雰囲気は、言いにくい雰囲気でした。
- ・今後子どもが少なくなるので、小学校の規模は大きくすべきではない。
- ・人口減少から小学校の閉鎖が続いているので、閉鎖による財政負担が少なくなるので、小学校を
建替え費用を捻出できないのか。⇒小学校閉鎖して初期投資の捻出は出来ないが、今後学校の老朽
化更新する学校が続出するので、公共施設全体の長期の財政見通しの明確化を要求している。
- ・東小については、R5年に長寿命改修から建替に転換したので、国庫補助金のでない状況となっ
ているので、その理由について不明点が多く、現在議員より市に質問を投げかけている。
- ・コストを下げるための提案として現在市と父母会との会合で検討している。例えば太陽光発電の
投資削減等

■まちづくり、コンパクトシティ政策

- ・コンパクトシティ政策
 - ・中心部と郊外について、住宅建設時の補助金の格差が問題だ。
 - ・コンパクトシティ推進する上での市民との対話の欠如(市民説明会参加者4名、パブリック
コメント8件すべて却下)
 - ・きずな館を泉複合施設に移動したのは、コンパクトシティの考えに反しているのではないか。
 - ・片岡の人が泉きずな館に行くには、片岡駅からJRで矢板駅、矢板駅から専用バスで
泉きずな館に行くルートを矢板市で試験導入している。
- ・首都圏にあるふるさと回帰支援センターに相談員を送り、矢板市にくる移住者を増やして
は
 - ・東京・有楽町の交通会館にある「ふるさと回帰支援センター」には、各地域の相

談員が常駐し、さまざまな移住相談（対面・電話・オンライン）に対応しています。
移住者を地方に送り出すことで、地方再生と地域活性化を目指しています

・矢板市では矢板ふるさと支援センターTAKIBI を開設している。その内容は

1. 移住定住促進のための相談窓口

矢板市への移住・定住を検討している方に対する情報提供や、地域の案内（移住オーダーメイドツアー）など、相談支援窓口を設置しています。

2. シェアスペースの運営

テレワークなど、新しい働き方の推進を目的としたお試しサテライトオフィスを設置しています。無償にて通信環境や電源を提供しています。自習等の利用も可能です。

また、地域・市民活動振興のための活動拠点、地域づくりの担い手育成拠点としても開放しています。このような活動に興味関心を持つ方に対して、スタッフによる相談支援も実施しています。

3. 起業・創業支援（シェアキッチン）の運営

地域での起業支援の一環として、シェアキッチンの貸出事業を実施しています。

- ・住宅地の前にリサイクル業者の材料置場があつて住宅地の景観問題あり。市に申し入れた所、県に権限があり対応できないと言われた。⇒住宅地として市が用途地域として定めることで規制ができるが、市として動きがない。
- ・市の商工観光課の機能が弱いと感じる
- ・矢板市内の日曜・夜間の飲食店の閉鎖多くて困る。
- ・倉掛の湧き水等がおいしいがあるので、もっとPRが必要
- ・文化財のPRと管理不十分、例えば有名な日本の文化財100選のお地蔵さんがあるが草ぼうぼうの状況だ
- ・SNS等の矢板市の情報発信が弱いのではないかな
- ・矢板ふるさと支援センター「タキビ」の利用制約が多く使いにくい
 - ・マルシェやりたいが、TAKIBIよりあまり周知されていない
 - ・シェアキッチンしたいのに保険(年間5000円)など条件がうるさい。検便実施みも必要
- ・長峯公園について
 - ・駐車場が少ない、墓地の駐車場の案内板がないので追加しては
 - ・抜本的には、公園全体の周囲全域を駐車スペースとて使えるようにしてはどうか
 - ・つつじは赤がほとんどだが、他の色とりどりのものを増やしては
- ・花火大会でやたらと駐車禁止の立て札多い。休日の学校や民間での駐車確保すべきだ
- ・花火大会が中止したが、市として予算確保していないのか⇒支援金を予算化している
- ・4号線から長峰墓地に入れるように、日拓ホーム住宅団地経由で坂道を降りる道路をつくり、併せてその周囲は400坪の土地があるので、樹木葬の場所をつくっては。首都圏からの需要も期待できる。
- ・矢板市をオーガニックビレッジにして(有機農業の推進)セールスポイントに
- ・矢板市のセールスポイント、キャッチフレーズがいる。(例えば、流山市「母になるなら流山市」)
- ・ジビエ料理(野生のシカ、イノシシ等)のお店で矢板の名物にできないか。

■子育て政策

- ・子ども食堂を東部地区に必要⇒ハッピーで数年前に実施したが、子どもが少なく中止
- ・最近学校給食の量と質が落ちているようだ、⇒これは PTA 総会等でも問題提起してほしい。
- ・学校給食の地産地消を進めてほしい
- ・子育てに関する政策アピールポイントが少ない。
 - ・市民プールについて、50m プール利用できない
 - ・矢板にスイミングスクールがない、大田原に行く必要がある。

■公共交通について

- ・自動運転バスを要望(郊外住宅地と市内とを結ぶルート)
- ・デマンド交通は相乗りで時間が決まらないので、通勤、通学、時間指定用事に使えない
- ・郊外と市内を結ぶ路線バスを必要とする。

今後課題については、議員と連携しながら、市との協議を重ねていく。

研修会等報告書

議席番号(7) 議員名(掛下 法示)

1. 2025 年 8 月 17 日(日)～18 日(月) (日数 2 日)

2. 場所 三鷹市市民協働センター

3. 講師

・第 1 講 13:00～15:00 池上洋通 近現代日本の軍事体制と地方自治制度をたどる

・第 2 講 15:15～17:10 渡名喜庸安(とかきこうあん) 沖縄から憲法・地方自治を問う

18 日

・第 3 講 10:00～12:00 伊波洋正 特別報告 自衛隊訓練場新設を断念に迫り込んだ闘い

・第 4 講 13:00～15:00 石川満 戦後 80 年日本の社会保障制度の光と影

・*修学旅行参加者数 35人(内オランダ参加 18人)*

4. 研修事項と議員活動への反映

(1) 近現代日本の軍事体制と地方自治制度をたどる

近代日本の地方自治体制度は、市町村制、府県制、群制として、1889 年明治憲法の制定に合わせて制定、1894 年の日清戦争、10 年後の日露戦争と軍事プラン優先の体制が強まり、第 1 次世界大戦への参戦、一定期間の平和期を経て、ついに 1931 年の関東軍の暴走的行為の満州事変から 1945 年までの 15 年間の戦争期に突入した。1940 年に市町村は東アジア侵略戦争遂行の為に住民総動員機関となる。そして全土空襲、沖縄県の地上戦被害、広島長崎の原爆投下を通じて敗戦。1946 年に制定された日本国憲法の下で、民主的制度による人権保障を重視した活動が始められ、今後は住民の民主的な共同的努力の成果が期待される。

■議員活動に生かす事

ここで我々国民は、日本の侵略的戦争を反省して、今後は日本国憲法の国民主権を土台にして、基本的人権の実現のため平和的生存権を厳守して、一切の戦争を許さないという強い決意を示すことと思います。

(2) 沖縄から憲法・地方自治を問う

戦後 80 年、戦前の日本は明治憲法の下で政府によって戦争の連続であり、太平洋戦争末期に、本土防衛の「捨て石作戦」として戦わされた沖縄戦では、多くの県民が戦争に苦しめられ、4 人に 1 人が犠牲になった。当時の沖縄は官選知事が警察や教育など国の事務を行う中央集権的な地方制度のもとにあった。

戦後の沖縄は 27 年にわたり米軍統治のもとで、日本国憲法は適用されず自治や人権が否定され、沖縄米軍基地はベトナム戦争時は出撃拠点としての役割だった。

1972 年の返還後、平和、人権、民主主義の日本国憲法が適用されたが、返還後も米軍基地が集中配備され、日米安保条約と地位協定により、人権や平和の日本国憲法の適用が阻害されてきた。

そして戦後 80 年のいま、沖縄の安全保障環境は、米軍基地にとどまらず、近年は、政府による台湾有事論が喧伝され。南西諸島(奄美諸島～琉球諸島～先島諸島(宮古・石垣・与那国))への自衛隊の基地建設・軍事強化が進められ、日米合同訓練が行われ、有事想定の大規模訓練が一方的に進められている。

沖縄への米軍基地の集中と基地負担として、国土面積の 0.6%しかない沖縄に、米軍施設の 70%が

今なお集中している。さらに水域は約5万K㎡、空域約9万K㎡の広大な海や空を管轄下に置き、自由に訓練に使っている。基地問題は日米合同委員会だけで協議されて、その合意を地元自治体・住民に無理やりのませる手法が用いられてきた。

沖縄の基地負担として、米軍機による騒音被害、米軍機墜落・部品落下被害、少女暴行事件、フッ素化合物(PFAS)の環境汚染、などがある。

南西諸島の軍事要塞化・自衛隊基地化について、基地化を住民投票で問うと、賛成、反対が拮抗している。また石垣駐屯地では、議会が自ら戦争を引き起こすような反撃能力を持つミサイルは容認できないとの意見書を賛成多数で可決した。

現行の憲法では、国会が国権の最高機関とされ、唯一の立法機関とされているが、米軍基地問題は、日米両政府の一部(日米合同委員会)だけで構成されて、その合意を無理やりのませる手法を取られていて、そこには国会を中心とした議会制民主主義の機能が働いていない。

国の専管事項論とは、外交、防衛は国の専管事項であり、地方自治体はこれに関与できないとの論理で、特に基地問題について政府が常用している。地方自治法では1条2第2項では、国と地方の役割分担の原則として、国は外交・防衛・危機管理など、国家としての存立にかかわる事務とされ。地方は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本としている。

地方自治法第1条の2第1項では、地方自治体の目的が「住民福祉の増進を図る」とされる。国の専管事項といわれる事項でも、住民生活や地域社会に係るものであれば、地域の行政と捉えなおすことが出来て、地方議会に自治体の公益に関する事項は、意見書の提出権(99条)、また自治体の長又は議会議長の全国組織には、内閣にする意見提出権(自治法3条の)を認めている。この意味において、基地問題を国の専管事項として過度に協調することで、地方議会の審議を回避することはあってはならないと考える

■議員活動に生かす事

我々本州にある地方議会は、沖縄問題をあまり知らないし感心を示すことが少ないが、日本の重要な防衛政策について、国土面積の0.6%しかない沖縄に、米軍施設の70%を沖縄に頼る沖縄地域問題・負担を十分に理解して、沖縄住民と本土住民と一緒に問題解決を図る必要性を感じます。特に地位協定については、基地問題について、日本の立入り調査権が認められていないなど、不公平な内容が多くあるので、改正が必須と思う。

(3) 特別報告 自衛隊訓練場新設を断念に追い込んだ闘い

2023年12月20日 沖縄うるま市に自衛隊訓練場新設が突然発表された。訓練内容は、空砲射撃、ミサイル部隊訓練、夜間訓練、米軍との共同演習可能性あり、へりの離着率訓練 等で、選定理由は訓練が可能な広さ(20ha)があり、沖縄中部に位置し利便性高いなどです。ところが目の前は世帯数1053、人口2427人の住宅地や県立青少年自然の家があるので、生活環境が破壊される理由で、地元旭区自治会が2024年1月に反対表明、続いて2月1日に石川自治会長会が反対、2月17日に沖縄知事が白紙撤回を求める、2月27日に自民県連が撤回要請へ。3月1日 うるま市長白紙撤回表明、3月7日県議会白紙撤回決議、3月20日 うるま市で1200人超集会で訓練場断念訴え決議採択、3つの他町村でも反対決議、3月27日防衛省要請行動、4月11日に防衛省はうるま訓練場断念を発表した。

勝因は保革を超えた住民運動の爆発、運動の理念として、自衛隊の賛否は問わず「閑静な住宅地に自衛隊訓練場をつくることは認めない」ことを一致点としたこと。世論を喚起し、国へ圧力をかける有効な手段、市長、知事への要請、市議会、県議会への要請、断念を求める会の結成と運動、等により、国を動かした。

1959年6月30日宮森小学校米軍ジェット機墜落事件があり、戦後最大の米軍機墜落事故があった。嘉手納基地から米軍ジェット戦闘機が離陸した直後にエンジントラブルで小学校に墜落し、死者18人(児童12人、住民6人、負傷者210人(児童156人、住民54人))の重大事故で、墜落により地上の市民が犠牲になった事故としては、世界最大級の大惨事であった。この事故が風化しないよう630慰霊祭を続けている。当時沖縄は米国の施政権管理であり、日本として積極的関与はなかった様子。この宮森小学校墜落事件は、沖縄県民には深く心に残っていて、うるま市自衛隊訓練計画にはヘリポート計画もあるので、反対運動に影響を与えた。

■議員活動に生かす事

我々地方議会の立場から、住民生活に直接影響を与える自衛隊訓練基地の反対運動について、世論を喚起して、国の政策の方向転換させた実績は、その運動方法として大いに参考となった。また宮森小学校墜落事件は、本土では知らない人も多く、戦闘機墜落事故の恐ろしさを感じて、普天間飛行場の危険な状態を一刻も解消しなければならないと思いました。

(4) 戦後 80 年 日本の社会保障制度の光と影

、戦後 1945 年世界の極貧人口率の推移——日本は世界の主要国で最も貧しい国

日本(90%)、中国(85%)、世界(50%)、韓国(80%) ドイツ(40%) 英国(5%) 米国(1%)

(2) 米軍占領下の社会保障・社会福祉

- ・ SCAPIN は連合国講司令官指令で日本に対する基礎的施策の指示・訓令
- ・ 日本政府:生活困窮者緊急生活援護要綱 1945. 12. 15 発令、給付水準、救済範囲、予算規模の不十分を GHQ より指摘あり
- ・ SCAPIN775 生活保護法原則 ①生活困窮者を差別しない、②困窮者保護の国家責任 ③救済支給額は制限しない。
- ・ 旧生活保護法 1946 年 9 月発令、権利性不十分、欠格条項あり、民生委員が補助機関。
- ・ 1950 年に新生活保護法に改正される。

③ 社会保証制度審議会「50 年勧告」

1950 年 10 月 16 日大内兵衛会長から社会保証制度に関する勧告を提出

- ・ 日本国憲法は(1)すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
- (2)国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進につとめなければならない。これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意味である。

(4) 社会保障・福祉の推移

- 1946 年 旧生活保護法
- 1947 年 日本国憲法施行
- 1947 年 児童福祉法、保健所法制定
- 1948 年 国連 世界人権宣言 採択
- 1949 年 身体障害者福祉法制定
- 1950 年 新生活保護法制定
- 1950 年 社会保障制度審議会 80 年勧告
- 1951 年 社会福祉事業法
- 1954 年 厚生年金保険法全面改正
- 1958 年 国民健康保険法改正(強制加入に)
- 1960 年 安保改定と朝日訴訟、国民所得倍增計画
- 1972 年 沖縄日本復帰

1980 年 朝日訴訟東京地裁判決全面勝訴
 1963 年 老人福祉法制定
 1969 年 東京都 70 歳以上医療費無料化実施
 1989 年 消費税 3%実施
 1991 年 バブル経済崩壊
 1995 年 社会保障審議会 95 年勧告
 1997 年 消費税 5%
 2009 年 民主党政権
 2012 年 社会保障の安定財源のための消費税法の改正
 2012 年 社会保障制度改革推進法(社会保障・税一体改革)
 2013 年 自民政権復活
 2014 年 消費税 8%
 2019 年 消費税 10%

(5) 社会保障制度改革推進法について(2012 年 8 月)

- ・ 自助、共助、公助、家族相互、国民相互の助け合いの仕組みをつくる
 - ・ 社会保障の充実と給付の重点化と運営効率化(給付を下げる)
 - ・ 社会保険料の国民負担の適正化
- 社会保障給付の財源に消費税を充てる。

(6) 朝日訴訟とは

朝日茂さんが国立岡山療養所に入所して、1957 年に 1 か月 600 円の日用品費の生活費では。憲法 25 条規定の健康で文化的な最低限度の生活ができないので、憲法違反、生活保護法違反に当たるとして、生存権と生活保護法の基準についての行政訴訟です。一審勝訴、2 審は棄却

- ・ 1961 年に生活保護基準の大幅な改善に結び付けた。

(7) 2013 年度からの生活保護基準引き下げ

政府は平均 6.5%、最大 10%の生活扶助基準の引き下げを決めた。1000 人以上の原告による「いのちのとりで」裁判が各地で発生・2025 年 6 月に最高裁判決として、生活保護基準の改定を違法とした。

(8) これからのどうなる日本の社会保障・社会福祉

- ・ 国民の生活実態は苦しさを増している。
- ・ 止まらない少子化(2023 年合計特殊出生率 1.20、出生数 2023 年 75 万 8631 人)
- ・ 一人暮らしの高齢者増加
- ・ 認知症高齢者の増加
- ・ 一人当たり GDP が低い (順位日本 22 位)
- ・ 日本の成長率は国際的に最低
- ・ 日本の実質賃金が先進国で最低
- ・ 最近の実質賃金は大きくマイナス(5 か月連続マイナス)
- ・ 日本の実質賃金が増加しない理由①非正規雇用者の増加②企業の内部留保増と労働分配率の低下③労働生産性の伸びの低下 ④ゼロ金利政策での円安、輸入関連物価の高騰
- ・ 令和 6 年度の国民年金の加入・保険料の納付状況①2022 年納付率 84.5% ②全国全額免除者 2023 年 43.6% ③国民年金の加入者 100 人当り実際の保険料負担者は 47 人、事実上破綻している。
- ・ 一般会計の主要経費内訳 2023 年 社会保険 38.3% 国債費 28.2% 地方交付税 19.1% 公共事業 6.1% その他 23.9%

- ・債務残高の国債比較 2024 年 日本 251.2% 米国 121.0% 英国 101.8%
- ・財政問題は、法人税、所得税の増税、消費税の改革が必要

■議員活動に生かす事

日本の社会保障について日本国憲法は(1)すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(2)国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるということが明確にうたわれていて、我々はこの主旨にのった行動が求められる。

実際の運用にあたり、社会保障は常に財源不足の問題があり、給付費の削減、効率化が求められ、消費税も組み入れられてきた。今後の財源確保策としては、私見として大企業の法人税増税、富裕層の所得税増税、国債の活用が求められる。消費税は低所得者には大きな負担となるので、減税が望ましい。日本は緊縮財政で 30 年間日本のみが経済成長ができなかった。これからは積極経済政策で日本を経済成長に向かわせる政策が重要で、経済成長で税金も増大し社会保障経費に向かわせることが出来るものである。



*50
tamaken
Change!

その先に地方政府への道

多摩研

第57回



議員の学校

2025
8/17(日)
/18(月)

申込締切
8/10(日)

●主催 NPO法人多摩住民自治研究所
[会場+オンライン(定員100人予定)]
見逃し配信あり:2025年10月末まで

●会場: 三鷹市市民協働センター <https://kyodo-mitaka.org/introduction/access.html>
(JR中央線・総武線 三鷹駅南口より徒歩約15分 / 東京都三鷹市下連雀4-17-23)

■第1講 8/17(日)13:00~15:00

近現代日本の軍事体制と地方自治制度をたどる
~すべての住民が願う地方自治を求めてきた明治以来の歴史を学び合う
池上洋通氏 元東京都日野市役所職員、「議員の学校」前学校長

■第2講 8/17(日)15:10~17:10

沖縄から憲法・地方自治を問う
渡名喜庸安氏 琉球大学名誉教授、多摩住民自治研究所理事

■ふりかえり&シェアタイム 17:15~17:55 ※18:00終了

■第3講 特別報告 8/18(月)10:00~12:00

伊波洋正氏 元自衛隊訓練場設置計画の断念を求める会事務局長

■第4講 社会保障政策シリーズ(5) 8/18(月)13:00~15:00

戦後80年 日本の社会保障制度の光と影
~権利性を問う

石川 満氏 元日本福祉大学教授、多摩住民自治研究所理事、「議員の学校」学校長

■まとめの質疑応答・意見交換 15:10~16:20 ※16:30閉会

戦後80年の歴史から
その1
平和と地方自治を考える



▲第57回議員の学校お申込み

本年・2025年は「戦後80年」の年であり、日本国憲法の基礎である「国民主権」を土台にした「国民の意志」として、「基本的人権の全面的な実現」を確認し合う年です。すべての人権の土台は「平和的生存権」であり、それはいつさの戦争を許さないことであり、憲法が掲げる「戦争の放棄」とは、「集団的自衛」も含めたすべての軍事政策・行為を認めないということです。

戦後の日本で、このことを最も明確に意思表示してきた実例が、全国の広域的・基礎的自治体による「非核・平和自治体宣言」です。「宣言」を表明している全国の地方自治体の人口は、総人口の99%に達しており、「宣言」の決議は、そのすべてが「全会派一致によるもの」です。「非核・世界平和の実現」こそが、すべての国民と地方自治体の住民の願いであり、その想いを代表するかのよう、戦争被爆による被害者の集団「日本原水爆被害者団体協議会」が、ノーベル平和賞を受賞し、全世界の「非核」を願う人々や日本国民に力を与えてくれました。ところが、政府はその流れと反対に、「安保・軍事政策の全面的強化」を目的とした法制度を2015年に強行採決し、現在、沖縄県をはじめ全国でかつてない「大軍拡計画」に乗り出し、地方自治体に対する統制も日々強められています。

多摩住民自治研究所による「議員の学校」は、戦後80年の夏に、「平和な社会を創り、すべての人の人権を実現する仕組みを具体化し、世界中の自治体と連帯する地方自治をめざす」ことを目標に掲げる学び合いをと考えました。

多摩研が誇る講師陣による3講のほか、沖縄県うるま市で陸上自衛隊訓練場整備計画を白紙撤回させた超党派の住民グループから伊波洋正さんも「特別報告」のため駆けつけてくださいます。

ウクライナ、ガザその他での戦闘行為の一刻も早い終結を願いつつ、多くの皆さんのご参加をお待ちいたします。

ご期待ください!

講師プロフィール

第57回

議員の学校

■ 池上洋通 (いけがみひろみち) 氏 元東京都日野市役所職員、「議員の学校」前学校長、多摩住民自治研究所研究員



近代日本の地方自治体制度は、市制・町村制、府県制・郡制として、1889年・明治憲法の制定に合わせて制定、当初は住民の意識を尊重する性格を持っていました。しかし、1894年の日清戦争、10年後の日露戦争と軍事プラン優先の体制が強まり、第一次世界大戦への参戦。一定期間の「平和期」を経て、ついに1931年～1945年の「15年戦争期」に突入。1940年に市町村は東アジア侵略戦争遂行のための「住民総動員機関」となります。そして敗戦。1946年に制定された日本国憲法の下で、民主的制度による人権保障の機関としての活動が始められ、住民の民主的な共同努力の成果が期待されました。ところが…戦後の地方自治の歴史を端的に語ります。

《プロフィール》1941年静岡県生まれ。講師は自治体職員、研究機関常勤役員、千葉大学教育学部非常勤講師(社会教育原論)などの経験を持つ地方自治理論・政策の実践的研究者。著書・論文は地方自治体論をはじめとして、保健医療、社会福祉、教育、防災など、自治体政策の全分野にわたります。■著書『人間の顔をしたまちをどうつくるか』(自治体研究社)、『生きたかった―相模原障害者施設殺傷事件が問うかけるもの』(共著 大月書店)、『「学び」を止めない自治体の教育行政』(共著 自治体研究社)ほか多数。

■ 渡名喜庸安 (となきようあん) 氏 琉球大学名誉教授、多摩住民自治研究所理事



沖縄は、苛烈な沖縄戦後も長年、米軍の直接統治下(憲法番外地)におかれ、沖縄返還後も(安保・地位協定体制の下で)米軍基地問題が沖縄の人々の生活に重くのしかかってきました。米軍施設の集中に伴う基地負担の問題に加え、今では、自衛隊の基地建設・住民の避難計画をはじめとする戦時体制づくりが、地方自治体を利用しながら急速に進められています。国民主権・平和主義・国民の人権尊重・地方自治の保障といった憲法の基本理念が形骸化されようとしている沖縄の実態は全国にも共通する問題です。沖縄の歴史や現状を踏まえながら、地方自治体(地方議会含む)がどのような役割を果たすことができるか、憲法・地方自治のあり方について改めて考えてみます。

《プロフィール》1949年生まれ。沖縄県出身。琉球大学卒業後、名古屋大学大学院修士・博士課程を修了。1979年に福島大学に赴任。98年から慶知や広島大学を経て、2008年より琉球大学大学院教授、おきなわ住民自治研究所理事。退職後、神奈川県相模原市に移住。

■ 石川 満 (いしかわみつる) 氏 元日本福祉大学教授、多摩住民自治研究所理事、「議員の学校」学校長



米軍占領期及び戦後の社会保障・社会福祉の歴史を概観し、我が国の社会保障・社会福祉制度は国民の生活や権利を守ることが出来ているかについて、検証します。この間は財政問題が常にボトルネックで、国家としての責任や国民の権利性があいまいにされてきました。そのため、国民・利用者の側から国へ向けて責任を問うたたかひが必要でした。この状況は現在も変わりません。生活保護基準の引き下げ問題で現在係争中の「いのちのとりで裁判」や年金制度改革の課題、障害者等への虐待などの問題についても取り上げます。

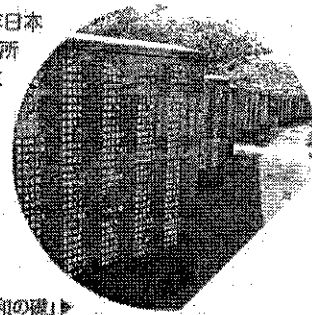
《プロフィール》1951年東京都生まれ、東大和市職員(通算21年間福祉事務所に勤務)を経て、1999年日本福祉大学社会福祉学部助教授、2004年教授。福祉行政財政論など、2017年定年退職。多摩住民自治研究所理事、社会福祉法人えいぶる理事長など。■著書『いのちを選ばないで』(共編著 大月書店 2019)、『生きたかった―相模原障害者殺傷事件が問うかけるもの』(共編著 大月書店 2016)ほか。

■ 伊波洋正 (いはひろまさ) 氏 元自衛隊訓練場設備設計計画の断念を求める会事務局長



NPO法人「石川・宮森630会」事務局長。1959年宮森小学校1年次在籍時に米軍ジェット機墜落事故に遭遇、事故の継承のために語り部活動に従事、現在に至る。

県民の想いに応じて、沖縄県の手で建立した「平和の礎」



料金

【会場・オンライン同一価格】

●部分参加(1講義あたり)

- ・都道府県・政令市・特別区議会議員 13,000円
- ・上記以外 9,000円

●全参加(3講義+特別報告)

- ・都道府県・政令市・特別区議会議員 37,000円
- ・市議会議員 25,000円
- ・町村議会議員 15,000円
- ・多摩住民自治研究所会員(議員) 22,000円
- ・市民 1講座:1,000円 全参加:3,000円